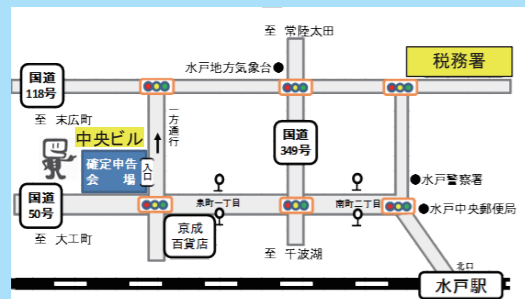


水戸税務署から確定申告のお知らせ

◇所得稅・個人消費稅・贈与稅の確定申告会場を次のとおり開設いたします。



【確定申告及び会場に関するお問い合わせ先】

水戸税務署
☎029-231-4211

※自動音声案内に従い該当の番号をお選びください

※中央ビルには駐輪場及び無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※これまでに電子申告を利用されたことがある方は、「利用者識別番号及び暗証番号が分かる資料」をご持参ください。

【確定申告会場の開設期間】

期間	受付時間	申告会場	対象の方
2月10日以前	午前9時 ～ 午後4時	水戸税務署庁舎	還付申告の方
2月14日～2月15日		中央ビル4階（水戸市泉町2-3-2）	還付申告の方
2月16日～3月15日		中央ビル4階（水戸市泉町2-3-2）	全ての方

(注)

- 1 贈与税の申告相談は、2月1日からです。
- 2 土、日及び祝日は開場しませんが、2月20日と2月27日の日曜日は開場します。
- 3 スマホをお持ちの方は、会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。
- 4 会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。
- 5 入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りします。
- 6 午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
- 7 2月14日～3月15日の間は、水戸税務署庁舎で申告相談を行います。
- 8 会場への入場には、「国税庁LINE公式アカウント」から事前に発行される「入場整理券」が必要です。

なお、「入場整理券」をお持ちでない方は、当日会場にて当日分の「入場整理券」を配付しますが、混雑緩和・感染防止のため、「国税庁LINE公式アカウント」から事前発行される「入場整理券」をご利用ください。

国税庁LINE
公式アカウント



- 確定申告書の用紙の送付は、税務署で行っております。送付を希望される場合は、水戸税務署までお問い合わせください。
- 税務署受付印の付いた申告書控えが必要な場合は、税務署で申告をしてください。
※返信用封筒（切手貼付）を同封すれば郵送可
- 申告の内容についてのご質問は、水戸税務署又は市税務課までお問い合わせください。市にお問い合わせいただいた場合でも、内容によっては税務署にご案内する場合があります。

所得稅の還付申告は、混雑を避けましょう

所得稅の還付申告は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにも、自宅等からできる下記のe-Taxでの申告をお勧めします。

e-Tax

こんな方におすすめです
確定申告書の作成・送信は自宅で国税庁のホームページから！

☆年末調整済の給与所得者で、寄附金控除(ふるさと納税)・医療費控除・扶養親族の追加を申告する方など

スマホ、パソコンから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！

チャレンジしてみませんか？

確定申告

検索



スマホの方はこちらから

なお、還付申告の提出受付は、申告期間中だけでなく3月16日以降でもe-Tax又は水戸税務署で受け付けております。

新型コロナウイルス感染予防対策について

笠間市では、申告実施に際し、お客様と職員の安全を確保するため、感染症予防対策をしております。みなさまにおかれましても必要最小限の人数で来場する、マスクを着用するなどの感染症予防対策のご理解とご協力をお願いいたします。

発熱や風邪症状がみられる方の入場は、お断りしております。また、三密回避のため、早目のご来場はお控えください。

令和4年度市・県民稅 申告パンフレット

令和4年度の市・県民稅の申告相談を **令和4年2月16日(水)から3月15日(火)**までの期間に笠間市役所本所で行います。これは令和3年中に得た収入を申告していただくものです。この内容が令和4年度の市・県民稅や国民健康保險稅、後期高齢者医療保險稅、介護保險稅などの算定基礎となります。また、所得・課稅証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、申告する方は、期間内に申告してください。(令和3年分確定申告についても同期間で行います。)申告の内容によっては、水戸税務署にご案内する場合があります。

◆申告会場 **笠間市役所本所 教育棟**

◆申告期間 **令和4年2月16日(水)～3月15日(火)**

※土・日・祝日は除きます。ただし2月20日(日)・2月27日(日)に限り開場します。

◆申告時間 **午前9時～午後5時**

◆受付内容 **住民稅申告、一般的な所得稅申告**

市役所での申告は「予約」が必要です

専用ホームページと専用ダイヤルから予約・変更ができます

希望する日時の前日までに、新規・変更予約の手続きをお願いします。電話予約は混雑しやすいため、スマホやパソコンからできるインターネット予約の方がスムーズです。ご家族の方が代理で予約することもできます。

《予約・変更の受付期間》

令和4年1月25日(火)～3月15日(火)

● **予約専用ホームページ…24時間受付**(1月25日(火)は9:00～)

URL: <https://city-kasama.revn.jp/>

予約専用サイトは市のホームページからもご覧いただけます。

インターネットを利用できる環境にない方

➔ **予約専用ダイヤル TEL: 050-5443-1331**

※平日9:00～17:00 ただし、2/20・2/27の日曜日は受付します。

【QRコード】



予約日時・予約番号をお控えください

期日・時間帯を指定して事前に通知する方について

- 原則、昨年度笠間市で申告された方で、今年度も申告の義務があると見込まれる方については、お一人ずつ期日・時間帯を指定して事前にはがきで通知します。(令和4年1月19日(水)発送予定)

予約日時の指定のある方	指定された受付時間内に受付をお済ませください。
予約日時が指定されていない方(はがきに****と記載がある方)	令和3年中の収入申告をする必要があるかどうか、ご判断いただき、上記予約専用ホームページ等から予約してください。
予約日時を新規で取りたい方又は変更したい方	上記予約専用ホームページ等から予約してください。
指定日時をキャンセルしたい方	キャンセルのご連絡は不要です。

《お問合せ先》笠間市役所税務課 0296-77-1101 (岩間地域0299-37-6611)

市役所で申告する方へ

令和3年分の医療費控除の明細書・収支内訳書等の申告書類は、1月下旬から、市役所本所税務課および各支所地域課の窓口に設置します。下記に該当される方は申告してください。

申告をしなければならない人

令和4年1月1日現在、笠間市に住所がある方で、令和3年中（1月1日から12月31日までの1年間）に次のような所得のあった方です。

- 営業、農業、その他の事業所得
- 不動産所得（貸家・貸家・駐車場等）
- 一時所得（生命保険等の満期等）
- 2カ所以上からの給与所得
- 源泉分離課税されていない退職所得
- 公的年金・個人年金・原稿料・講演料などの雑所得
- 譲渡所得（土地や家屋等売り渡した所得）

○給与所得以外に農業、不動産、雑所得などの所得のある方（農業、不動産、雑所得等が20万円以下で所得税の申告はしなくてよい場合でも、市・県民税の申告はする必要があります。）

○給与所得のみでも、勤務先から市役所に「給与支払報告書」を提出されていない方

市役所で受けられない申告

【今年から新たに加わったもの】（下記5つ）

- 株式などの譲渡所得の申告
- 株式などの配当所得の申告
- 外国税額控除の適用を受ける申告
- 準確定申告（亡くなった方の申告）
- 住宅ローン控除（初年）

- 交換・買換の特例適用を受ける、土地・建物の譲渡所得
 - 先物取引
 - 山林所得
 - 雑損控除
 - 住宅関連特別控除（省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、耐震改修工事など）の適用を受ける申告
 - 青色申告
 - 他の税務署管轄のもの
 - 令和2年分以前の確定申告、修正申告および更正の請求
 - 国外に居住している親族を扶養親族とする申告
 - 相続等により生命保険等の年金を受給される方
 - 確定申告書控えに税務署受付印が欲しい方
 - 相続税 ○贈与税 ○消費税
- ※税務署で申告、e-Taxで申告する方はP4へ

申告に必要なもの

- 1 口座のわかるもの（本人名義）
- 2 本人確認書類「マイナンバーカード」又は「身元確認書類（運転免許証など）」と「番号確認書類（通知カードなど）」

●マイナンバーカード（顔写真入のもの）があれば、本人確認（身元確認と番号確認の両方）が可能です。

○申告者本人だけでなく、控除対象の配偶者・扶養親族・専従者の個人番号（マイナンバー）の記載も必要になりますので、ご持参ください。

- 3 利用者識別番号（取得している方）
- 4 税務署または市役所から届いた申告についてはがき（受け取った方）
- 5 控除に必要な証明等（令和3年中に支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料、生命・介護医療・個人年金保険料、地震保険料等）
- 6 所得の申告に必要な書類等（令和3年中の収入・支出についてわかるもの）

主な所得の種類	主な必要書類
営業・農業・その他の事業、不動産所得等のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・収支内訳書又は収入や経費のわかる帳簿及び書類等 ・減価償却資産に係る領収書 ※持続化補助金や時短営業協力金などを受け取った方は、その関係書類
給与所得のある方	令和3年分の源泉徴収票（必須） （源泉徴収票がない場合は、働いた日数や日額等のわかる書類）
年金を受給している方	令和3年分の源泉徴収票（必須）

上記のほかに申告する所得の種類に応じて、必要な書類をご持参ください。

寄附金控除

- 控除対象の寄附であることを証明するもの
 - 寄附先が発行する領収書等（振込みの場合は受領書）
- ※ふるさと納税をされた方は、ワンストップ特例を申請された場合でも必ず「寄附金控除証明書」を持参してください。

障害者控除

- 障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証※など
- ※要介護（要支援）認定を受けている65歳以上の方で福祉事務所長が認定する者に対して発行されます（要申請）。

農業・営業等の収支内訳書や医療費控除等の明細書の作成は、事前に済ませてください。作成が済んでいない場合は、申告相談を行えません。

医療費控除制度について

医療費控除は、支払った医療費等が戻るものではありません

※医療費控除とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、いずれか一方の選択適用になります。その後の更正の請求・修正申告で適用を変更することはできません。

$$\text{医療費控除額 (最高200万円)} = \left(\text{医療費合計} - \text{保険等で補てんされた金額} \right) - \text{10万円又は所得の5\%いずれか低い方}$$

令和3年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 笠間市中央三丁目2番1号 氏名 笠間 太郎

1 医療費通知に記載された事項
医療費通知（※）を添付する場合、右記の1)～3)を記入します。
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目に記載されたものをいいます。
（前：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその中に含まれていない医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
65,000	50,000	20,000

2 医療費（上記1以外）の明細
「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入してください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
笠間 太郎	〇〇病院	診察・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	9,400	0
同上	△△クリニック	診察・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	10,500	0
同上	□□薬局	診察・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	5,000	0
笠間 花子	〇〇病院	診察・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	50,000	30,000
同上	△△診療所	診察・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	12,000	0
同上	◇◇薬局	診察・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	6,100	0

2の合計 医療費の合計 6A (あ+イ) 7B (か+キ)

3 控除額の計算
支払った医療費 (ア) 円
保険金などで補てんされる金額 (イ) 円
差引金額 (A) - (イ) (マ) 円
所得金額の合計額 (C) 円
E × 0.05 (ホ) 円
Eと10万円のいずれか少ない方の金額 (ヘ) 円
医療費控除額 (C) - (E) (ニ) 円

※詳しくは、国税庁ホームページもしくは国税庁発行の資料をご確認ください。

申告の義務がない人

- 所得が無く、同一世帯の方の扶養になっている方
 - 給与所得のみで年末調整が済んでおり、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
 - 公的年金収入のみ（障害年金・遺族年金は除く）で収入の合計が400万円以下の方（確定申告不要制度）
- ※ただし、次のいずれかに該当する方は、申告が必要です。
- 扶養控除や医療費控除等の追加をしたい方
 - 国民健康保険等に加入している方及び世帯主
 - 所得証明書等税関係の諸証明が必要な方
 - その他マル福・児童福祉・障害福祉サービス等を受ける方

コロナ感染予防のため 市・県民税申告書の郵送での提出にご協力ください

前年度の申告書提出状況等を参考に、簡易な市・県民税申告書を提出すると見込まれる方に、1月下旬、申告書用紙を送付します。必要事項を記入の上、税務課あて、郵送での提出にご協力ください。

「申告書が届かない」＝「申告不要」ではありませんのでご注意ください。ただし、「収入が増えた」等により、所得税の申告が必要になった方は、確定申告を行ってください。※税務署で申告、e-Taxで申告する方はP4へ

【申告時の必要書類】

●医療費控除の明細書（事前に作成してください）
令和3年中に支払った医療費等の領収書と保険金等による補てん額のわかる書類を基にして記入してください。

- ※領収書は、5年間保存する必要があります。
- 1 医療費通知（原本）を提出する場合に記入します。この明細書と一緒に提出してください。
 - 2 「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入してください。
 - 3 該当する区分にチェックしてください。
 - 4 医療費控除の対象となる金額を記入してください。
 - 5 生命保険や社会保険等で給付される金額を記入してください。
 - 6 A+Bの金額を記入してください。
 - 7 C+Dの金額を記入してください。
 - 8 項目ごとに計算をして記入してください。

寝たきりの方のおむつ代について
医療費控除を受けるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方で、要介護（要支援）認定を受けている場合は、市が発行する「主治医意見書内容確認書」で控除を受けることができます。